

公共工事の前金払に関する事務処理要綱

(前金払の対象)

第1条 三田市会計事務規則（平成17年規則第5号）第43条の規定による前金払の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件を満たす工事とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事であること
- (2) 設計金額が1件300万円以上であること
- (3) 工期が60日以上であること

2 前項の外、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(前払金)

第2条 三田市契約事務規則(平成17年三田市規則第7号。以下「規則」という。)第59条第2項に規定する工事の支払いについては、前払金の額を各会計年度ごとに出来高予定額の4割を超えない範囲内で支払うものとする。

(第1条及び第2条の不適用)

第3条 市長は、資金事情その他やむを得ない理由が有るときは、第1条及び第2条の規定にかかわらず、前金払をせず、又は前金払の率を減ずることができる。

(前金払の通知)

第4条 前金払の有無及び率は、当該工事の入札公告等に記載して通知するものとする。

(前金払の申請及び請求)

第5条 市長は、前金払を受けようとする者（以下「請負人」という。）に対し、工事請負契約締結後30日以内（規則第59条第2項に規定する工事は、入札公告、契約書等に定める日まで）に、公共工事前払金交付申請書及び前払金請求書（以下「申請書等」という。）に、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）と当該工事の工期を保証期間とした前払金の保証に関する契約（以下「保証契約」という。）を締結させ、その保証契約書及びその写し2部を添えて、支出負担行為担当課長に提出させるものとする。

(保証契約書の送付及び保管)

第6条 市長は、前条の規定により提出された保証契約書を、支出負担行為担当課長より契約担当課長に送付させ、契約担当課長において保管させるものとする。

(前払金の支払)

第7条 前払金は、第5条に規定する申請書等を受理した日から起算して14日以内に支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。

2 前払金の支払いは、前払金の支払いを受けようとする者が指定する金融機関に設けた前払金専用普通預金口座に口座振替払の方法によって行うものとする。

3 前項の金融機関は、保証事業会社が業務を委託した金融機関でなければならない。
(支出決定書に添付する書類)

第8条 前金払の支出決定書には、第5条に規定する申請書等及び保証契約書の写し1部を添付するものとする。

(前払金の額の変更)

第9条 前金払をした後において、設計変更その他の理由により請負契約を変更した結果、その金額が著しく増減したときは、その増減した額について既に支払った前金払の率により算定した金額を追加し、又は還付させることができる。

2 前項の規定により、前払金を追加し、又は還付させるとき、市長は請負人に対し、保証事業会社と締結した保証契約を変更させ、変更後の保証契約証書を提出させなければならない。

(前払金の調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、前払金の用途について、その状況を調査し、又は請負人から報告を求めることができる。

(前払金の返還)

第11条 市長は、請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部、又は一部を返還させることができる。

(1) 保証事業会社の保証契約が解約されたとき

(2) 工事請負契約を解約したとき

(その他)

第12条 その他この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和59年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成10年7月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、現に予算の執行に伴う施行決定の決裁手続き等を完了したものに係る前払金の率及び額については、旧公共工事の前払金に関する事務処理要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年8月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に予算の執行に伴う施行決定の決裁手続き等を完了したものに係る前払金の率及び額については、この要綱による改正前の公共工事の前払金に関する

る事務処理要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日（以下「施行日」という）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の公共工事の前払金に関する事務処理要綱第 1 条の規定は、施行日以後に行った入札公告又は入札・随意契約の指名通知（以下「入札公告等」という。）を行った工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の公共工事の前払金に関する事務処理要綱第 1 条の規定は、施行日以後に工事完了する案件について適用し、同日前に工事完了した案件については、なお従前の例による。